

ID: 12

担当部署: 都市建設課

処分の概要	河川管理上支障のある行為の許可等		
法令名称 根拠条項	河川法 第100条において準用する第29条第1項		
法令番号	昭和39年法律第167号		
【基準】 法第29条第1項の規定による。 (河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の禁止、制限又は許可) 第29条 第23条から前条までに規定するものを除くほか、河川の流水の方向、清潔、流量、幅員又は深浅等について、河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為については、政令で、これを禁止し、若しくは制限し、又は河川管理者の許可を受けさせることができる。 河川法における申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について(平成13年3月30日河第866号各土木事務所(支所)長あて河川課長通知)による。(埼玉県資料) 8 第29条第1項(河川管理上支障のある行為の許可) (1) 審査基準 第29条第1項の規定に基づく河川法施行令(昭和40年政令第14号)第16条の8第1項の河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の許可を行うに当たっては、以下の基準に該当するかどうかを審査した上で許可することができる。 ア 河川区域内の土地において土、汚物、染料その他河川の流水を汚濁するおそれのあるものが付着した物件を洗浄する場合 (ア)人体や生物に有害でないこと。 (イ)流水を著しく汚濁するおそれがないこと。 イ 河川区域内の土地において、土石、竹木その他の物件を堆積し又は設置する場合 (ア)相当程度の期間継続して堆積若しくは設置するものではないこと。 (イ)河川区域内に、河川工事又は他の行為によってやむを得ず一時的に残土、土石、竹木その他の物件を仮置きする場合は、出水時への対応措置が講じられていること。			
標準処理期間	未設定(通知による。)		
備考			
設定年月日	令和3年10月1日	最終変更年月日	年 月 日